# 長時間労働規制法案 概要

(労働基準法の一部を改正する法律案)

過労死ゼロ、ワークライフバランス実現、労働生産性向上のため、労働時間の規制等を行う。

## 労働時間、休息時間、休日等の規制

#### ①労働時間の延長の上限規制

- ・36協定による労働時間の延長に上限を規定
  - ※具体的な時間については、労働者の健康の保持及び仕事と生活の 調和を勘案し、厚生労働省令で決定

#### ②インターバル規制の導入

- ・始業後24時間を経過するまでに、一定時間以上の継続した 休息時間(インターバル)の付与を義務化
- ※具体的な時間については、労働者の健康の保持及び仕事と生活の 調和を勘案し、厚生労働省令で決定
- ・災害時や事業による特例、労使協定による休息時間の短縮 を規定

#### ③週休制の確保

・4週4日の変形週休制の導入について、労使協定を要件化

### ④事業場外みなし労働時間の明確化

・判例を基に、適用条件を明確化

#### ⑤裁量労働制の要件の厳格化

・①と同様の趣旨から、使用者が健康管理時間(※)を把握・ 記録し、上限の範囲内とする措置をとることを導入の要件化 ※事業場内にいた時間と事業場外で労働した時間の合計時間

## 実効性の担保

#### 6 労働時間管理簿

- ・新たに労働時間管理簿の調製を義務付け
- ・労働者単位での日ごとの始業・終業時刻、労働時間等を記録

### ⑦公表

・厚生労働大臣が、適正な労働条件の確保及び 労働者の保護の観点から、違反事例について、 名称等を含め公表できることを規定

#### 8罰則

- ・②について罰則を規定(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)
- ※①、③、④、⑤違反は既存の規定違反で対処 (6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)
- ・⑥について罰則を規定(30万円以下の罰金)
- ・公布日から2年以内で政令で定める日から施行 ※労政審での審議、新たな協定の締結等に必要な期間 を想定
- ・その他所要の規定の整備